

議案第111号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
<p>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第3条第5項の規定による<u>現有旅券の確認</u></p> <p>(6) 第8条第1項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</p> <p>(7) 第8条第2項の規定による<u>現有旅券の返納の受理</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>倉吉市、境港市及び日野郡の町</p>
2の3 旅券法施行規則（令和4年外務	倉吉市、境港市及

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
<p>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第8条第1項（第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</p> <p>(6) 第12条第1項の規定による<u>一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>倉吉市、境港市及び日野郡の町</p>
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務	倉吉市、境港市及

<p>省令第10号)に基づき事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>第7条第1項</u>の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) <u>第7条第2項</u>の規定による確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求</p> <p>(3) <u>第7条第5項</u>の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>略</p>	<p>省令第11号)に基づき事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>第3条第1項</u>の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) <u>第3条第2項</u>の規定による確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求</p> <p>略</p>	<p>び日野郡の町</p>	<p>び日野郡の町</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前にされた申請に対する改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表2の2の項(5)及び</p>			

(6)に掲げる事務については、なお従前の例による。